平成２８年（フ）第２１０２号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番５－105号、前住所大阪府東大阪市長田西１丁目２番29号
債務者　柳村美津惠
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３号
三重県伊勢市竹ケ鼻町160番地１　ファイブアイランドⅢ102号室、前住所千葉県佐倉市上志津984番地２アーペブローネ上志津302
債務者　井田　綾一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
三重県伊勢市竹ケ鼻町160番地１　ファイブアイランドⅢ102号室、前住所千葉県佐倉市上志津984番地２アーペブローネ上志津302
債務者　井田由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
福岡県行橋市南大橋４丁目17番61号
債務者　原田　恭子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４３０号
愛知県春日井市不二ガ丘３丁目140番地３
債務者　佐々木輝代
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1377番地の１
債務者　則友　史苑
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第４１４号
さいたま市南区文蔵４丁目９番21号　ハイム細井102号
債務者　栗田　久夫
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
さいたま市南区文蔵４丁目９番21号　ハイム細井102号
債務者　栗田つや子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
埼玉県蓮田市大字閏戸3972番地35
債務者　小島　理可
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
さいたま市緑区大字三室1463番地１　アーバンドリームＳⅡ102号室、旧住所さいたま市西区三橋６丁目385番地２　三橋グランハイム富士Ｄ203号室
債務者　見目　了祐
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４３号
埼玉県蕨市南町４丁目５番24号　エスポワールわらび参番館105号
債務者　川述　　峻
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
埼玉県三郷市新和２丁目11番地
債務者　中尾　勝美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
埼玉県所沢市こぶし町５番28号
債務者　遠藤　葉子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１８号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（４－505）
債務者　上関あゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２８号
埼玉県狭山市柏原753番地の３
債務者　輿水　　出
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２４１号
埼玉県川越市南大塚２丁目12番地３（アーベイン川越南大塚606号室）、前住所埼玉県川越市南大塚２丁目15番地16（エクレール川越南501号室）
債務者　斉藤　郁子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６１号
埼玉県川越市大字上戸315番地140（パールハイツ霞403号室）
債務者　石井　浩平
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部